

法改正に伴う児童手当事業の変更について

1 事業の目的

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

2 新旧対照表

	変更後（令和6年10月分以降）	現行（令和6年9月分まで）
支給対象	高校生年代までの児童を養育する方	中学校修了までの児童を養育する方
所得制限	所得制限なし	所得制限あり
手当月額	0歳～3歳未満 15,000円 3歳～高校生年代（第1子・第2子） 第1子・第2子 10,000円 第3子以降（0歳～高校生年代） 30,000円	0歳～3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円 所得制限限度額以上、上限額未満 5,000円 所得上限限度額以上 0円
支給月	年6回（偶数月） （各前月までの2か月分を支給） 変更後の初回支給は令和6年12月	年3回（2月、6月、10月） （各前月までの4か月分を支給） 現行の最終支給は令和6年10月

3 区民への周知

区ホームページ、広報紙へ掲載し、申請手続きの周知を図るとともに対象者へは申請書を送付する。

4 スケジュール

令和6年7月上旬	コールセンター設置、区ホームページ、広報紙へ掲載
7月下旬	申請書を送付
8月上旬	申請受付開始
12月上旬	変更後支給開始

[参考] 予算（令和6年10月分～令和7年3月分までの拡充分）

2,737,589千円

（内訳）3歳未満（延40,110人）	582,250千円
3歳以上小学校修了前（延103,300人）	992,000千円
中学生（延26,600人）	290,500千円
高校生（延68,460人）	800,200千円
事務費	72,639千円